

実施要領

1 趣旨

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した地域経済の活性化に向けて、宿泊業、飲食業、小売業等の消費拡大を図るため、回復が期待されるインバウンドをはじめとした観光需要の本市への取り込みを企図し、「宇部市インバウンドデジタルクーポン」（以下、「クーポン」という。）を発行する。消費を提起するため、豊富な情報やノウハウ等を有する者に発行に係る管理や、利用しやすい環境整備などを包括的に委託することで、円滑な業務の実施並びに各種事務処理の効率化を図るものである。

この実施要領は、宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務委託（以下、「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 委託料上限額

60,000 千円

（内訳）管理運営 30,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

換金原資 30,000 千円

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

ア 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

イ 国・自治体の実施するデジタルクーポン事業への導入実績があること。

ウ 法人または法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

オ 応募受付日から契約締結の日まで、宇部市から指名停止の措置を受けていないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託

参加申込前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

- (2) 共同企業体を結成し、応募する場合は、代表構成員を決定し共同企業体結成に係る協定書等を提出しなければならない。全ての構成員については前項のア～カに該当することが必要である。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

NO.	項目	日程	備考
1	プロポーザル公募開始	令和 5 年 6 月 12 日 (月)	市ウェブサイト上に掲載
2	質問受付期限	令和 5 年 6 月 21 日 (水) 17 時まで	電子メールで提出
3	参加申込書の提出期限	令和 5 年 6 月 28 日 (水) 17 時まで	持参又は郵送で必着
4	参加資格審査結果通知	令和 5 年 6 月 30 日 (金) 17 時まで	
5	質問の回答の公表	令和 5 年 6 月 30 日 (金) まで随時	市ウェブサイト上で回答
6	企画提案書の提出期限	令和 5 年 7 月 14 日 (金) 17 時まで	持参又は郵送で必着
7	プレゼンテーションの実施	令和 5 年 7 月 18 日 (火) 予定	詳細は別途通知
8	選定結果の通知	令和 5 年 7 月 20 日 (木) 予定	郵送で通知
9	契約締結	令和 5 年 7 月 24 日 (月) 予定	

5 仕様書等の交付開始日、交付場所等

- (1) 交付開始日
令和 5 年 6 月 12 日 (月)
- (2) 交付場所
市ウェブサイトに掲載
- (3) 交付資料
- ア 宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領 (本書)
 - イ 宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務仕様書
 - ウ 参加申込書【様式第 1 号】
 - エ 会社概要等整理表【様式第 2 号】
 - オ 業務実績書【様式第 3 号】
 - カ 業務実施体制確認調書【様式第 4 号】
 - キ 管理責任者の業務実績確認調書【様式第 5 号】
 - ク 業務の実施方針・業務フロー・工程計画【様式第 6 号】
 - ケ 企画提案書【様式第 7 号】

- コ 見積書【様式第 8 号】
- サ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式第 9 号】
- シ 質問書【様式第 10 号】
- ス 参加辞退届【様式第 11 号】
- セ 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書【様式第 12 号】

6 参加申込書の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和 5 年 6 月 28 日（水）17 時までに必着とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後に「13 問い合わせ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

「13 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(3) 提出部数

各 1 部

(4) 提出書類

ア 参加申込書【様式第 1 号】

イ 会社概要等整理表【様式第 2 号】

ウ 業務実績書【様式第 3 号】

エ 宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者

① 登記記載事項証明書（法人）（発行から 3 か月以内のもの、写し可）

② 貸借対照表・損益計算書（直前期 1 事業年度分）の写し

③ 法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式「その 3」又は「その 3 の 3」、発行から 3 か月以内のもの、写し可）

オ 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書【様式第 12 号】

7 公募に対する質問及び回答

本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書【様式第 10 号】により行うこと。

(1) 提出期限及び提出方法

開封確認を付した電子メールにより令和 5 年 6 月 21 日（水）17 時までに必着とする。

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し提出すること。なお、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 提出先

「13 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月30日（金）までに、提出されたすべての質問とその回答を市ウェブサイトに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり必要書類を提出すること

(1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和5年7月14日（金）17時までに必着とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後に「13 問い合わせ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

「13 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(3) 提出書類

ア 業務実施体制確認調書【様式第4号】

イ 管理責任者の業務実績確認調書【様式第5号】

ウ 業務の実施方針・業務フロー・工程計画【様式第6号】

エ 企画提案書【様式第7号】

オ 見積書【様式第8号】

カ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式第9号】

キ 共同企業体協定書等の写し【任意様式】

(4) 留意事項

ア 企画提案は、1件とする。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

ウ 提出期限後に提出した書類の追加・変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本市が認めた場合はこの限りではない。

エ 提出書類は返却しない。

(5) 参加及び提案の無効

ア 企画提案に参加する資格がないものが提案したとき。

イ 当該企画提案審査に対して2つ以上の提案をしたとき。

ウ 他人の提案の代理をしたとき。

エ 参加に対して事実と反する申請や提案など負債行為があったとき。

オ 期限内に企画提案書を提出できなかったとき。

カ その他、市が指示した事項に違反したとき、及び履行しなかったとき。

(6) 提出部数

正本1部、副本5部

ただし、見積書【様式第8号】、暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式第9号】及び共同企業体協定書等の写し【任意様式】については、正本1部とする。

9 選定方法

受託候補者の選考については、本業務に係る業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し提出書類及び提案者のヒアリングにより評価を行い、審査会の意見を参考に市が決定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても実施する。

また、審査結果等について異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 日時

令和5年7月18日（火）予定（詳細は別途通知、順序は参加申込書提出順）

(2) 所要時間

- | | |
|-------------|-----|
| ① 準備 | 5分 |
| ② プレゼンテーション | 20分 |
| ③ 質疑応答 | 10分 |

(3) 内容

提出した資料を用いて会場にてプレゼンテーションを行う。

(4) 選考審査基準

別紙「選考審査基準」のとおり

(5) 優先交渉権者の決定

提案内容が審査会の要求を満たしている企画提案書等について、評価を行い、得点が60点以上の企画提案書の中から得点の最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者とする。

(6) 選定結果の通知

ア 通知日 令和5年7月20日（木）を予定

イ 通知方法 郵送により各提案者へ送付

ウ 受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日以内に、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

(7) 受託候補者の公表

受託候補者を特定した場合、その結果を市ウェブサイトにて公表する。

10 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

11 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。また、参加申請書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は、確認のため、送付後に「13 問い合わせ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

「13 問い合わせ及び提出先」へ提出

(3) 提出書類

参加辞退届【様式第11号】

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。

(4) 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

イ 提出期限に遅れた場合

ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合

カ プレゼンテーションに参加しなかった場合

キ 選定の公平性を害する行為があった場合

ク 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合

ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13 問い合わせ先及び提出先

観光スポーツ文化部 観光交流課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8353（直通） ファックス：0836-22-6083

E-mail：kanko@city.ube.yamaguchi.jp

提出書類一覧

NO.	書類名（添付書類）	提出部数	提出期限（提出方法）
1	参加申込書【様式第1号】	1部	令和5年6月28日（水） 17時必着（持参または郵送）
2	会社概要等整理表【様式第2号】 （パンフレット等）		
3	業務実績書【様式第3号】 （受託業務の契約書の写し）		
4	共同企業体公募型プロポーザル参加意思 表明書【様式第12号】		
5	業務実施体制確認調書【様式第4号】	正本1部、 副本5部	令和5年7月14日（金） 17時必着（持参または郵送）
6	管理責任者の業務実績確認調書 【様式第5号】		
7	業務の実施方針・業務フロー・工程計画 【様式第6号】		
8	企画提案書【様式第7号】 （別紙1～3 企画提案書）		
9	見積書【様式第8号】（積算内訳）	1部	令和5年7月14日（金） 17時必着（持参または郵送）
10	暴力団等反社会勢力でないことの表明・確 約に関する同意書【様式第9号】		
11	共同企業体協定書等の写し【任意様式】		
12	質問書【様式第10号】	1部	令和5年6月21日（水） 17時必着（電子メール）

※ 上記書類のほか、別途添付書類が必要な場合もあるため、本要領を精読のこと。

<別紙> 選考審査基準

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績及び企業規模		
(1)類似の契約実績 (同種類似業務の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似業務の実績を有しているか ※ 件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する 	10
(2)管理責任者の実績 (同種類似業務の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似業務の実績を有しているか ※ 件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する 	5
2 業務内容		
(1)業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者との連絡・調整等にあたり十分な体制としているか。 ・ユーザーからの問い合わせに対し、適切な対応が想定されているか。 	10
(2)業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実現性が確保されたスケジュールとなっているか。 	10
(3)クーポンの発行について (利便性、利用者負担、セキュリティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドのユーザーにとって利便性や使用感の高い提案となっているか。 ・インバウンドを想定した多言語に対応しているか。 ・売上金の適正管理、安全かつ速やかに換金できる提案となっているか。 ・参加店舗に負担のないシステムとなっているか。 ・クーポン発行に関して、宿泊事業者に負担のないシステムとなっているか。 ・クーポンの発行枚数の管理及び不正使用の未然防止に効果的なセキュリティ体制が構築されているか。 ・個人情報等が適切に管理される体制となっているか。 	20
(4)参加店舗の募集についての提案・広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・応募件数(目標 400 店舗以上)の確保、適切かつ効率的な参加店舗の管理・運営に効果的な提案となっているか。 	15
(5)クーポンの販売についての提案・旅行需要者への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド旅行需要者へクーポン事業について、効果的な情報発信が計画されているか。 	10
(6)拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・本クーポン事業の実施後にあっても、本事業に係る中核システムが、他のポイント事業等にも応用できる提案となっているか。 	20
合計		100